

1 国家戦略特別区域の名称

「東京圏 国家戦略特別区域」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略民間都市再生事業

内容：民間都市再生事業計画の認定に係る都市再生特別措置法の特例
(国家戦略特別区域法第25条に規定する国家戦略民間都市再生事業)

- ① 三井不動産株式会社が、日比谷地区において、日比谷公園等と連携した帰宅困難者支援機能の整備を始めとする災害対応、周辺の劇場等と連携した文化芸術発信、ベンチャー企業育成のためのビジネス連携等の機能強化のための拠点を整備する。【平成27年2月に着工予定】
- ② 森トラスト株式会社が、虎ノ門四丁目地区において、地域資源を活用した産業育成・海外展開を支援するビジネス支援施設、外国人居住者等の生活支援施設等を整備する。【平成28年10月に着工予定】
- ③ 住友不動産株式会社が、臨海副都心有明地区において、保育施設や訪日外国人対応のサービスアパートメント、アフターコンベンション施設を整備する。【平成28年10月に着工予定】
- ④ 豊島区、東京建物株式会社及び株式会社サンケイビルが、豊島区庁舎跡地地区において、8つの劇場による国際的な文化情報発信や賑わいの拠点、ビジネス交流の拠点を整備する。【平成28年12月に着工予定】
- ⑤ 森ビル株式会社が、愛宕地区において、外国人等の滞在ニーズに対応した住宅・サービスアパートメント・外国人居住者等の生活支援施設を整備する。【平成29年3月に着工予定】
- ⑥ 三菱地所株式会社が、大手町（常盤橋）地区において、国際金融・ビジネス交流、国際観光・情報発信、高度防災等の機能を備えたランドマークとなる超高層の拠点を整備する。【平成29年4月に着工予定】
- ⑦ 株式会社世界貿易センタービルディング、鹿島建設株式会社、東京モノレール株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社が、浜松町二丁目地区において、国際コンベンションホール等の国際交流拠点、交通結節機能を強化するため

の歩行者ネットワーク等を整備する。【平成 29 年 9 月に着工予定】

- ⑧ 羽田エアポート都市開発株式会社が、羽田空港跡地第 2 ゾーンにおいて、国際拠点に求められる宿泊施設・多目的ホール・会議室の整備、旅客の利便性向上に資するバスターミナル等を整備する。【平成 30 年 4 月に着工予定】

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第 21 条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

- ① 東急不動産株式会社及び鹿島建設株式会社が、竹芝地区において、都有地の活用により、新産業貿易センターと一体的にコンテンツ研究・人材育成拠点、外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 1～3 のとおり決定又は変更する。【平成 27 年 10 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（竹芝地区） 別紙 1

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画竹芝地区地区計画 別紙 2
- ・東京都市計画道路港歩行者専用道第 8 号線 別紙 3

- ② 森トラスト株式会社が、虎ノ門四丁目地区において、地域資源を活用した産業育成・海外展開を支援するビジネス支援施設、外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 4 のとおり変更する。【平成 28 年 1 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門四丁目地区） 別紙 4

- ③ 三井物産株式会社及び三井不動産株式会社が、大手町一丁目地区において、ビジネス交流、M I C E 機能の強化に資する多目的ホール及び世界最高水準の宿泊等の国際交流施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 5 のとおり変更する。【平成 28 年 7 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（大手町一丁目 2 地区） 別紙 5

- ④ 独立行政法人都市再生機構が、東京メトロ日比谷線神谷町駅から霞ヶ関駅間において、国際的なビジネス・交流拠点形成を支える都市基盤として新駅を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 6 のとおり変更する。【平成 28 年に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市高速鉄道第2号線 別紙6

- ⑤ 森ビル株式会社及び野村不動産株式会社が、虎ノ門一丁目地区において、東京メトロ日比谷線新駅の整備に併せ、バスターミナル、歩行者ネットワーク、国際的なビジネス・交流施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙7～10のとおり決定又は変更する。【平成29年2月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門一丁目3・17地区） 別紙7
- ・東京都市計画地区計画虎ノ門駅南地区地区計画 別紙8

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業 別紙9
- ・東京都市計画虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業 別紙10

- ⑥ 東京建物株式会社が、八重洲一丁目地区において、東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナル、国際医療施設、国際ビジネス交流等の拠点を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙11～14のとおり決定又は変更する。【平成32年10月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲一丁目6地区） 別紙11

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙12
- ・東京都市計画自動車ターミナル第7号八重洲一丁目バスターミナル 別紙13
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業 別紙14

- ⑦ 三井不動産株式会社が、八重洲二丁目地区において、東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナル、国際観光・情報発信施設、国際ビジネス交流等の拠点を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙12、15～17のとおり決定又は変更する。【平成30年1月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲二丁目1地区） 別紙15

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙12(再掲)
- ・東京都市計画自動車ターミナル第8号八重洲二丁目バスターミナル 別紙16

- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業 別紙 17

⑧ 森ビル株式会社が、愛宕地区において、外国人等の滞在ニーズに対応した住宅・サービスアパートメント・外国人居住者等の生活支援施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 18 のとおり変更する。【平成 28 年 6 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画愛宕地区地区計画 別紙 18

⑨ 大田区及び独立行政法人都市再生機構が、羽田空港跡地地区において、羽田空港の航空ネットワークを通じた多様な来訪者の交流、医療等先端産業と中小企業とのビジネスマッチング、クールジャパン情報発信等の施設に係る都市基盤を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 19～21 のとおり決定又は変更する。【平成 29 年 4 月に着工予定】

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画土地地区画整理事業羽田空港跡地地区土地地区画整理事業 別紙 19
- ・東京都市計画道路区画街路大田区画街路第 4・5・6 号線 別紙 20
- ・東京都市計画公園第 3・3・1 2 4 号羽田空港公園 別紙 21

⑩ 三菱地所株式会社が、大手町（常盤橋）地区において、国際金融・ビジネス交流、国際観光・情報発信、高度防災等の機能を備えたランドマークとなる超高層の拠点を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 22～23 のとおり変更する。【平成 29 年 4 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（大手町地区） 別紙 22
- ・東京都市計画下水道（東京都公共下水道）（銭瓶町ポンプ場） 別紙 23

⑪ 東日本旅客鉄道株式会社、京浜急行電鉄株式会社及び独立行政法人都市再生機構が、品川駅周辺地区において、駅前広場を介しまちと一体化する新駅設置、羽田空港国際化、リニア開業、品川駅再編を見据えた国際拠点に係る都市基盤を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 24～26 のとおり決定又は変更する。【平成 29 年 4 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画品川駅周辺地区地区計画 別紙 24

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画土地地区画整理事業品川駅周辺土地地区画整理事業 別紙 25
- ・東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 332 号線 別紙 26

- ⑫ 住友不動産株式会社が、臨海副都心有明地区において、保育施設や訪日外国人对応のサービスアパートメント、アフターコンベンション施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 27～28 のとおり変更する。【平成 28 年 10 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画臨海副都心有明北地区地区計画 別紙 27

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙 28

- ⑬ 横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合が、横浜駅周辺地区において、外国人等のための子育て支援施設やサービスアパートメント等を併設した住宅を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 29～31 のとおり決定又は変更する。【平成 30 年 7 月に着工予定】

＜市が定める都市計画に係るもの＞

- ・横浜国際港都建設計画都市再生特別地区（横浜駅きた西口鶴屋地区）別紙 29
- ・横浜国際港都建設計画地区計画エキサイトよこはま 2 2 横浜駅西口駅前・鶴屋町地区地区計画 別紙 30
- ・横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 別紙 31

- ⑭ 住友不動産株式会社が、西新宿二丁目地区において、新宿副都心のエリアマネジメントと連携した観光都市としての魅力向上に資する広大なアトリウム空間を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 33 のとおり変更する。【平成 29 年に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画特定街区西新宿二丁目（8 号地）特定街区 別紙 33

- ⑮ 三井不動産株式会社、鹿島建設株式会社、ヒューリック株式会社及び住友不動産株式会社が、八重洲二丁目中地区において、東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナル、インターナショナルスクールやサービスアパートメント等の外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 34～37 のとおり決定又は変更する。【令和 6 年 8 月着工】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲二丁目中地区） 別紙 34

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙 35

- ・東京都市計画自動車ターミナル第8号八重洲二丁目バスターミナル
別紙 36
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業八重洲二丁目中地区第一種市街
地再開発事業 別紙 37

⑩ 住友不動産株式会社が、三田三・四丁目地区において、田町駅周辺の外国人・外資系企業集積機能の強化に資するビジネス交流等の拠点、歩行者ネットワーク等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 38～41 のとおり決定又は変更する。【平成 30 年 12 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画三田三・四丁目地区地区計画 別紙 38

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業三田三・四丁目地区第一種市街
地再開発事業 別紙 39
- ・東京都市計画高度地区 別紙 40
- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙 41

⑪ 森ビル株式会社、日本郵便株式会社が、虎ノ門・麻布台地区において、インターナショナルスクールやサービスアパートメント等の外国人居住者等の生活支援施設等、歩行者ネットワーク等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 42～46 のとおり決定又は変更する。【平成 31 年 3 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門・麻布台地区） 別紙 42
- ・東京都市計画地区計画虎ノ門・麻布台地区地区計画 別紙 43

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業虎ノ門・麻布台地区第一種市街
地再開発事業 別紙 44
- ・東京都市計画高度地区 別紙 45
- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙 46

⑫ 三井不動産株式会社及び野村不動産株式会社が、日本橋一丁目中地区において、大規模国際カンファレンス施設、国際級ホテル等の都心型複合M I C E拠点等及び歴史・文化を踏まえた魅力ある水辺空間を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 47～50 のとおり決定又は変更する。【平成 33 年 12 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（日本橋一丁目中地区） 別紙 47

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙 48
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業 別紙 49
- ・東京都市計画特定街区日本橋一丁目特定街区 別紙 50

①⑨ 平和不動産株式会社が、日本橋兜町・茅場町一丁目地区において、「国際金融都市・東京」構想に資する、資産運用業者等の起業支援施設や投資家と企業の交流促進拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 51 のとおり決定する。【平成 31 年 3 月に着工予定】

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画日本橋兜町・茅場町一丁目地区地区計画 別紙 51

②⑩ 野村不動産株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社が、芝浦一丁目地区において、水辺の観光拠点を中心としたアフターコンベンション施設や外国人居住者等の生活支援施設等の国際ビジネス・観光拠点を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 52～56 のとおり決定又は変更する。【平成 33 年 3 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（芝浦一丁目地区） 別紙 52
- ・東京都市計画都市再生特別地区（浜松町二丁目 4 地区） 別紙 53
- ・東京都市計画特定街区芝浦一丁目特定街区 別紙 54

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画芝浦一丁目地区地区計画 別紙 55
- ・東京都市計画道路特殊街路港歩行者専用道第 1・8 号線 別紙 56

②⑪ 森ビル株式会社、独立行政法人都市再生機構及び東洋海事工業株式会社が、虎ノ門一・二丁目地区において、東京メトロ日比谷線新駅の駅広場、歩行者ネットワーク、ビジネス発信拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 57～59 のとおり決定又は変更する。【平成 30 年 10 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門一・二丁目地区） 別紙 57
- ・東京都市計画地区計画虎ノ門一・二丁目地区地区計画 別紙 58

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業 別紙 59

②⑫ 株式会社東急レクリエーション及び東急株式会社が、歌舞伎町一丁目地区

において、多様な大衆娯楽文化を世界に発信するエンターテインメント拠点、都市観光の拠点形成に資する宿泊施設、歩行者ネットワーク等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 60～61 のとおり変更する。【平成 31 年 7 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（歌舞伎町一丁目地区） 別紙 60

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画歌舞伎町シネシティ広場周辺地区地区計画 別紙 61

- ②③ 南池袋二丁目 C 地区市街地再開発組合、住友不動産株式会社、野村不動産株式会社、独立行政法人都市再生機構が、南池袋二丁目 C 地区において、「国際アート・カルチャー都市」の形成に資する、賑わい・交流機能、歩行者ネットワーク、高質な都心居住環境や生活支援機能等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 62～65 のとおり決定又は変更する。【令和 4 年 4 月に着工予定】

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画南池袋二丁目 C 地区地区計画 別紙 62
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業南池袋二丁目 C 地区第一種市街地再開発事業 別紙 63
- ・東京都市計画高度地区 別紙 64
- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙 65

- ②④ 森トラスト株式会社が、赤坂二丁目地区において、国際観光に資する歴史・文化発信施設、外国人等の滞在ニーズに対応したホテル・サービスアパートメント等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 66～67 のとおり決定する。【平成 32 年 1 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（赤坂二丁目地区） 別紙 66

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画赤坂二丁目地区地区計画 別紙 67

- ②⑤ 東日本旅客鉄道株式会社、株式会社ジェイアール東日本都市開発が、品川駅北周辺地区において、品川新駅と街を一体的につなぐ歩行者広場、国際的な文化・ビジネス交流機能や外国人の多様なニーズにも対応する滞在・居住機能を備えた国際ビジネス交流拠点を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 68～70 のとおり決定する。【平成 32 年 3 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

・東京都市計画都市再生特別地区（品川駅北周辺地区） 別紙 68

・東京都市計画地区計画品川駅周辺地区地区計画 別紙 69

＜区が定める都市計画に係るもの＞

・東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 3 3 2 号線 別紙 70

- ②⑥ 東京建物株式会社が、八重洲一丁目北地区において、国際金融・都心型 MICE を支える高度金融人材サポート施設や日本橋川沿いの連続的な水辺空間、歩行者ネットワーク等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 72～75 のとおり決定する。【令和 7 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲一丁目北地区） 別紙 72

＜区が定める都市計画に係るもの＞

・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙 73

・東京都市計画第一種市街地再開発事業八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業 別紙 74

・東京都市計画特定街区八重洲一丁目特定街区 別紙 75

- ②⑦ 三井不動産株式会社が、日本橋室町一丁目地区において、ライフサイエンス産業拠点や国際水準の居住施設、日本橋川沿いの連続的な水辺空間、回遊を促す歩行者基盤等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 76～78 のとおり決定する。【令和 4 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

・東京都市計画都市再生特別地区（日本橋室町一丁目地区） 別紙 76

＜区が定める都市計画に係るもの＞

・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙 77

・東京都市計画第一種市街地再開発事業日本橋室町一丁目地区第一種市街地再開発事業 別紙 78

- ②⑧ エスパシオミサキマリリゾート株式会社が、二町谷地区において、国際的な経済活動拠点として、外国人観光客等を対象とした観光施設、宿泊施設、住宅等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 81 のとおり変更する。

【令和 3 年度着工予定】

＜市が定める都市計画に係るもの＞

・二町谷地区地区計画 別紙 81

- ②⑨ 三菱地所株式会社が、内神田一丁目地区において、神田エリアと大手町エリアの回遊性を強化するとともに、日本橋川沿いの水辺空間の創出や舟運の活性化、アグリ・フード分野のビジネス・産業支援施設等を整備するため、

以下に掲げる都市計画を別紙 82～83 のとおり決定する。【令和 4 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（内神田一丁目地区） 別紙 82

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画内神田南部地区地区計画 別紙 83

- ③⑩ 住友不動産株式会社が、東池袋一丁目地区において、国際アート・カルチャー都市池袋の魅力を高める文化・芸術の情報発信機能や、池袋のまちの回遊性向上に資する歩行者空間等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 84～86 のとおり決定する。【令和 4 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（東池袋一丁目地区） 別紙 84

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画東池袋一丁目地区地区計画 別紙 85
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業東池袋一丁目地区第一種市街地再開発事業 別紙 86

- ③⑪ 小田急電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社及び東急不動産株式会社が、新宿駅西口地区において、新宿グランドターミナルの実現に向けた駅とまちの連携を強化する重層的な歩行者ネットワークや、立地特性を活かしたビジネス創発機能を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 87～89 のとおり決定又は変更する。【令和 4 年 10 月着工】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（新宿駅西口地区） 別紙 87

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画新宿駅直近地区地区計画 別紙 88
- ・東京都市計画駐車場第 26 号新宿駅西口駐車場 別紙 89

- ③⑫ 中央日本土地建物株式会社、独立行政法人都市再生機構、住友不動産株式会社が、虎ノ門一丁目東地区において、虎ノ門駅周辺の交通結節機能の強化や、霞ヶ関との近接性を活かしたビジネス支援施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 90～92 のとおり決定又は変更する。【令和 4 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門一丁目東地区） 別紙 90
- ・東京都市計画地区計画虎ノ門駅南地区地区計画 別紙 91

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業 別紙 92

③③ エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社、中央日本土地建物株式会社、三井不動産株式会社が、内幸町一丁目北地区において、首都中枢を支える重要機能の更新とあわせた大規模広場空間の整備や、駅・まち・公園をつなぐネットワークを形成するため、以下に掲げる都市計画を別紙 93～95 のとおり決定又は変更する。【令和 5 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画特定街区内幸町一丁目北特定街区 別紙 93
- ・東京都市計画地区計画内幸町一丁目北地区地区計画 別紙 94
- ・東京都市計画公園中第 1 号中央公園 別紙 95

③④ 株式会社世界貿易センタービルディング、東京モノレール株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、鹿島建設株式会社が、浜松町二丁目 4 地区において、観光拠点・都心型 MICE 拠点の形成に向けた駅通路の再整備や、国際水準の宿泊施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 96～97 のとおり変更する。【令和 4 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（浜松町二丁目 4 地区） 別紙 96

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画浜松町駅西口地区地区計画 別紙 97

③⑤ 三菱地所株式会社、株式会社 TBS ホールディングスが、赤坂二・六丁目地区において、駅とまちとを一体的につなぐ開放性とにぎわいを備えた駅前空間や、エンタテインメント産業成長のための支援機能等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 98～100 のとおり決定又は変更する。【令和 6 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（赤坂二・六丁目地区） 別紙 98

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画赤坂二・六丁目地区地区計画 別紙 99
- ・東京都市計画駐車場第 21 号氷川駐車場 別紙 100

③⑥ 東京建物株式会社、独立行政法人都市再生機構が、渋谷二丁目西地区において、渋谷の広域交通機能を強化するバスターミナルや、次世代イノベーション創出に資する、STEAM人材育成拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 101～104 のとおり決定又は変更する。【令和 7 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（渋谷二丁目西地区） 別紙 101

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画渋谷駅東口地区地区計画 別紙 102
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業 別紙 103
- ・東京都市計画自動車ターミナル第 9 号渋谷二丁目バスターミナル 別紙 104

- ③⑦ 東急不動産株式会社、三井不動産株式会社、日鉄興和不動産株式会社が、日本橋一丁目東地区において、駅・まち・川をつなぐ歩行者基盤や、都心型複合 MICE 拠点形成を支えるカンファレンス施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 106～110 のとおり決定又は変更する。【令和 8 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（日本橋一丁目東地区） 別紙 106

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙 107
- ・東京都市計画地区計画日本橋問屋街地区地区計画 別紙 108
- ・東京都市計画地区計画人形町・浜町河岸地区地区計画 別紙 109
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業 別紙 110

- ③⑧ 三井不動産株式会社が、日本橋一丁目 1・2 番地区において、エリアの回遊性を高める歩行者基盤、日本橋川沿いの賑わいある水辺空間と交流空間、都市型複合 M I C E 拠点形成を支える文化体験施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 113～115 のとおり決定する。【令和 9 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（日本橋一丁目 1・2 番地区） 別紙 113

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙 114
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業日本橋一丁目 1・2 番地区第一種市街地再開発事業 別紙 115

- ③⑨ 京王電鉄株式会社、東日本旅客鉄道株式会社が、新宿駅西南口地区において、新宿グランドターミナルの実現に向けた駅とまちをつなぐ多層の歩行者

ネットワークや、にぎわい形成に資する観光産業拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 116～118 のとおり決定する。【令和 5 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（新宿駅西南口地区） 別紙 116

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画新宿駅直近地区地区計画 別紙 117
- ・東京都市計画駐車場第 24 号新宿駅南口駐車場 別紙 118

- ④⑩ 京浜急行電鉄株式会社、株式会社西武リアルティソリューションズ、高輪三丁目品川駅前地区市街地再開発準備組合、独立行政法人都市再生機構が、品川駅西口地区において、品川駅とまちの連携を強化するバリアフリーの歩行者ネットワークや、豊かな自然と M I C E 等の都市機能が高度に融合した複合交流拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 119～123 のとおり決定する。【令和 5 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画品川駅西口地区地区計画 別紙 119

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業高輪三丁目品川駅前地区第一種市街地再開発事業 別紙 120
- ・東京都市計画土地地区画整理事業品川駅西口土地地区画整理事業 別紙 121
- ・東京都市計画高度地区 別紙 122
- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙 123

- ④⑪ 東京建物株式会社、東京都及び東京高速道路株式会社が、京橋三丁目東地区において、KK 線上部空間（Tokyo Sky Corridor）における緑豊かな歩行者空間や、京橋駅から Tokyo Sky Corridor につながる地下通路・広場空間と一体となった縦動線、アート・ものづくり文化の発展に寄与する発信・育成・交流機能、国際水準の宿泊施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 124～128 のとおり決定又は変更する。【令和 7 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（京橋三丁目東地区） 別紙 124
- ・東京都市計画地区計画有楽町・銀座・新橋周辺地区地区計画 別紙 125

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙 126
- ・東京都市計画高度利用地区高度利用地区（銀座地区） 別紙 127
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業京橋三丁目東地区第一種市街地再開発事業 別紙 128

- ④② ヒューリック株式会社が、城ヶ島西部地区において、国際的な経済活動拠点として、外国人観光客等を対象とした宿泊施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 129 のとおり決定する。【令和 5 年度着工予定】

＜市が定める都市計画に係るもの＞

- ・城ヶ島西部地区地区計画 別紙 129

- ④③ 東急株式会社、ヒューリック株式会社が、宮益坂地区において、歩行者ネットワークの結節点となるアーバン・コアや、大山街道と沿道が一体となったにぎわいある空間、更なるイノベーションを創出する産業育成支援施設、国内外の多様な来街者・イベントに対応するホール・宿泊滞在施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 131～133 のとおり決定又は変更する。【令和 6 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（宮益坂地区） 別紙 131

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画渋谷駅東口地区地区計画 別紙 132
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業宮益坂地区第一種市街地再開発事業 別紙 133

- ④④ 住友不動産株式会社が、八重洲二丁目南地区において、国際ビジネス・観光拠点となる東京駅前地区における東京駅と京橋駅をつなぐ地下歩行者ネットワークや、アフターパラリンピックの拠点整備の一環としてパラスポーツ等の振興拠点・ユニバーサル客室を有するホテル・パラスポーツ関連団体や国内外からの観光客に対応するバス発着場等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 134 のとおり決定する。【令和 6 年度着工予定】

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画特定街区八重洲二丁目南特定街区 別紙 134

- ④⑤ 京浜急行電鉄株式会社、東日本旅客鉄道株式会社が、品川駅街区地区において、リニア中央新幹線の 2027 年以降開通や京急線品川駅地平化、国道 15 号・品川駅西口駅前広場等の都市基盤整備とあわせ、東西・南北方向の歩行者ネットワークの強化や、多様な人々を迎え入れ、新たな交流・協働を推進し、新たな価値・文化の創出・発信に取り組む「ビジネス交流施設」「ビジネス協働支援施設」「情報発信施設」の整備等を行うため、以下に掲げる都市計画を別紙 135～136 のとおり変更する。【令和 7 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（品川駅街区地区） 別紙 135
- ・東京都市計画地区計画品川駅周辺地区地区計画 別紙 136

- ④⑥ 森永乳業株式会社、三井不動産株式会社、東日本旅客鉄道株式会社が、田町駅西口駅前地区において、東西自由通路及び駅前広場の拡大等による交通結節点や、社会課題解決に取り組むスタートアップを支援する拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 137～139 のとおり決定又は変更する。

【令和 7 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（田町駅西口駅前地区） 別紙 137

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画田町駅西口駅前地区地区計画 別紙 138
- ・東京都市計画特定街区芝五丁目特定街区 別紙 139

- ④⑦ 森ビル株式会社、住友不動産株式会社が、六本木五丁目西地区において、地下鉄六本木駅とまちをつなぐ広場等による交通結節点や、緑豊かなオープンスペースとなる「都心の森」、複合M I C E拠点を形成する文化・交流・宿泊機能、外国人就業者等に対応する国際水準の居住機能等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 140～144 のとおり決定又は変更する。【令和 7 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（六本木五丁目西地区） 別紙 140
- ・東京都市計画地区計画六本木五丁目西地区地区計画 別紙 141

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業 別紙 142
- ・東京都市計画高度地区 別紙 143
- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙 144

- ④⑧ 三菱地所株式会社及び東武鉄道株式会社が、池袋駅西口地区において、駅からまちへ誘導する駅まち結節空間、国際アート・カルチャー都市の実現に寄与する情報発信施設、人材育成支援施設及び宿泊施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 145～154 のとおり決定又は変更する【令和 12 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（池袋駅西口地区） 別紙 145
- ・東京都市計画都市高速鉄道第 4 号線本線 別紙 146
- ・東京都市計画都市高速鉄道第 8 号線本線 別紙 147
- ・東京都市計画都市高速鉄道第 13 号線 別紙 148

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画池袋駅西口B地区地区計画 別紙 149
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業
池袋駅西口地区第一種市街地再開発事業 別紙 150
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業
池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業 別紙 151
- ・東京都市計画公園第8・2・18号
池袋西口公園 別紙 152
- ・東京都市計画道路幹線街路補助線街路
第78号線ほか 別紙 153
- ・東京都市計画駐車場第29号池袋西口駐車場 別紙 154

(3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(令和4年3月17日から規制の特例措置が全国展開)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用したオープンカフェや各種イベントの開催等により、都心型MICE及び都市観光の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①～⑥、⑪及び⑫の区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第5号の施設等、⑦の区域においては同条第2号、3号及び第5号の施設等、⑧の区域においては同条第1号及び第5号の施設等、⑨の区域においては同条第3号及び第5号の施設等、⑩の区域においては同条第1号、3号及び第5号の施設等とする。(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。)

- ① 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会等
 - ・丸の内仲通り、行幸通り、川端緑道及び千代田歩行者専用道第5号線（別添1）
- ② 一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会
 - ・東京都道新宿副都心四号線・十二号線（別添2）
- ③ 一般社団法人大崎エリアマネジメント等
 - ・大崎駅東西自由通路・夢さん橋（別添3）
- ④ さかさ川通りーおいしい道計画ー
 - ・蒲田駅周辺街路（別添4）

- ⑤ 自由が丘商店街振興組合
 - ・特別区道一級幹線 28 号線、特別区道一級幹線 29 号線及び特別区道 H 103 号線（別添 5）
- ⑥ 一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント
 - ・日本橋仲通り及び江戸桜通り地下歩道（別添 6）
- ⑦ グリーン大通りエリアマネジメント協議会
 - ・池袋駅東口グリーン大通り（別添 7）
- ⑧ 株式会社幕張メッセ
 - ・千葉市道中瀬幕張町線（J R 海浜幕張駅駅前広場（北口、南口）、国際大通り）、千葉市道打瀬豊砂線（メッセ大通り）、千葉市道中瀬線、千葉市道中瀬 7 号線及び千葉市道中瀬 8 号線（別添 8）
- ⑨ 歌舞伎町タウン・マネージメント
 - ・特別区道 21-340、特別区道 21-210 の一部、特別区道 21-350 の一部（別添 9）
- ⑩ 一般社団法人新虎通りエリアマネジメント
 - ・都道外濠環状線（新虎通り）（別添 10）
- ⑪ 一般社団法人浅草六区エリアマネジメント協会
 - ・特別区道浅第 292 号線の一部、特別区道浅第 293 号線、特別区道浅第 294 号線の一部、特別区道台第 24 号線の一部、特別区道浅第 297 号の一部（別添 11）
- ⑫ 一般社団法人日比谷エリアマネジメント
 - ・日比谷仲通り等（別添 12）

（４）名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

（令和 4 年 4 月 1 日から規制の特例措置が全国展開）

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ又はオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって日本においては未承認のもの又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術全てを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供で

きるようにする。

- ① 慶應義塾大学病院（東京都新宿区）【平成 26 年度より実施】
（例） クローン病や膠原病等の治療薬など
- ② 国立研究開発法人国立がん研究センター（東京都中央区）【平成 26 年度より実施】
（例） 東京・神奈川等において研究開発が進む、IVR（画像下治療；画像診断に用いる放射線技術を応用して行う治療法の総称）等の低侵襲がん治療、分子標的薬等を用いる個別化医療など
- ③ 東京大学医学部附属病院（東京都文京区）【平成 26 年度より実施】
（例） 東京・神奈川等において研究開発が進む生体電位駆動型ロボットを活用した身体機能回復、進行性泌尿器がんの化学療法など
- ④ 公益財団法人がん研究会（東京都江東区）【平成 26 年度より実施】
（例） 大腸腫瘍に対する腹腔鏡・内視鏡合同結腸楔状切除術など
- ⑤ 学校法人順天堂大学医学部附属順天堂医院（東京都文京区）【平成 26 年度より実施】
（例） 呼吸器・婦人科系等の抗がん薬、分子標的治療薬など
- ⑥ 国立大学法人東京医科歯科大学（東京都文京区）【平成 26 年度より実施】
（例） 全身性エリテマトーデスに対するミコフェノール酸療法、難治性関節リウマチに対するリツキシマブ療法など
- ⑦ 公立大学法人横浜市立大学附属病院（神奈川県横浜市）【平成 27 年度より実施】
（例） TFS（Tissue Fixation System）を用いた腹圧性尿失禁の治療など
- ⑧ 東京都立小児総合医療センター（東京都府中市）【直ちに実施】
（例） 気道狭窄病変に対する吸入ガス併用療法など

（５） 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

（国家戦略特別区域法第14条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業）

- ① 公益財団法人がん研究会（東京都江東区）が、がん研有明病院（東京都江

東区)において、世界最先端のがん医療技術であるダヴィンチ手術について、前立線がんに加え、多様な臓器がん(大腸、食道がん等)へ応用し、治療を行う等のため新たに病床10床を整備する。【平成28年中に実施】

- ② 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ(東京都千代田区)が、がんに対する次世代型の免疫細胞治療を中心とした診療、臨床研究開発等を推進するため、学校法人順天堂順天堂大学医学部(東京都文京区)に共同研究講座を開設し、同大学医学部附属順天堂医院内に新たな病床19床を整備する。
【平成29年度より実施】

- ③ 医療法人社団葵会(東京都千代田区)が、A O I 国際病院(川崎市川崎区)において、循環器領域における再生医療、低侵襲治療機器を駆使した最先端医療、バイオセラピー(がん免疫療法)、国際医療交流(医療ツーリズム)等を実施するため、ハイブリッドオペ室(新規病床20床)を整備する。【平成26年度より実施】

- ④ 公立大学法人横浜市立大学(神奈川県横浜市)が、画期的な神経疾患等の診断薬やインフルエンザ等ウイルス感染症の治療薬の開発を行い、高度な医療を提供するため、同大学附属病院(横浜市金沢区)に専用病床(新規病床20床)を確保する。【平成28年中に実施】

- ⑤ 慶應義塾大学病院(東京都新宿区)が、膠原病等の革新的な医薬品の開発、手術等を行い、先進的な医療を迅速に提供し、実用化するため、新たに病床8床を整備する。【平成30年度中に実施】

- ⑥ 学校法人順天堂順天堂大学医学部附属順天堂医院(東京都文京区)が、質の高い手術であるダヴィンチ手術の膀胱がん、子宮体がん、大腸がん等への拡大、ラジオ波治療の肝外腫瘍への拡大、皮膚難治性潰瘍による下肢切断等の回避を可能とする再生治療等先進医療を提供するため、新たに病床12床を整備する。【平成28年度中に実施】

(6) 名称：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 関連事業

内容：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

増大する外国人患者のニーズに応えるため、下記のとおり、二国間協定の締結又は変更により、各医療機関において新たな外国医師の受入れなどを行い、全ての外国人患者に対する診療を実施する。

- ① 慶應義塾大学病院（東京都新宿区）：イギリス人1名【平成27年12月より実施】
- ② 学校法人順天堂大学医学部附属順天堂医院（東京都文京区）：アメリカ人1名、フランス人1名【平成27年12月より実施】
- ③ 学校法人聖路加国際大学聖路加国際病院（東京都中央区）及び同病院附属クリニック聖路加メディローカス（東京都千代田区）：アメリカ人2名【平成27年12月より実施】
- ④ トウキョウ メディカル エンド サージカル クリニック（東京都港区）：イギリス人1名【平成29年9月より実施】、アメリカ人1名【令和3年9月より実施】
- ⑤ アメリカンクリニック東京（東京都港区）：アメリカ人1名【令和2年12月より実施】
- ⑥ NTT東日本関東病院（東京都品川区）：アメリカ人1名【令和5年3月より実施】
- ⑦ アイリスデンタル・メディカル（神奈川県相模原市）：アメリカ人1名【令和7年4月より実施】

（7）名称：公証人役場外定款認証事業

内容：公証人役場外での定款認証に係る公証人法の特例

（国家戦略特別区域法第12条の2に規定する公証人役場外定款認証事業）

外国人を含めた開業が促進されるよう、法人設立手続のワンストップ化を図るため、公証人が、4－（2）に定める「東京開業ワンストップセンター」（東京都港区赤坂 1-12-32）において、定款の認証を行うこととする。

【平成27年10月より実施】

（8）名称：国家戦略特別区域限定保育士事業

内容：保育士資格に係る児童福祉法等の特例

（国家戦略特別区域法第12条の5に規定する国家戦略特別区域限定保育士事業）

- ① 保育士不足解消等に向けて、神奈川県がその県内全域において多様な法人の活用により、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成30年度より実施】

- ② 保育士不足解消等に向けて、千葉県が成田市内全域において国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成 27 年度より実施】

(9) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

(国家戦略特別区域法第 13 条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)

国家戦略特別区域法第 13 条第 1 項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客や M I C E へのビジネス客等の滞在中に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

- ① 東京都大田区の別図 1 の区域

【平成 28 年 1 月より実施予定】

- ② 千葉市の別図 2 の区域

【平成 29 年 12 月より実施予定】

(10) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

(令和 7 年 1 月 1 日から規制の特例措置が全国展開)

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

- ① 東京都全域【平成 28 年 1 月より実施予定】

- ② 神奈川県全域【平成 30 年度中に実施】

- ③ 成田市全域【令和 5 年度中に実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

(令和 7 年 1 月 1 日から規制の特例措置が全国展開)

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大 1 年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、東京都が認定するコワー

キングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、東京都内における外国人による創業活動を促進する。

① 東京都全域【令和4年度中に実施】

(11) 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

(平成29年6月15日から規制の特例措置が全国展開)

- ① 社会福祉法人三樹会が、東京都立汐入公園（東京都荒川区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成29年4月設置】
- ② 社会福祉法人あすみ福祉会が、東京都立祖師谷公園（東京都世田谷区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成29年4月設置】
- ③ 社会福祉法人世田谷共育舎が、東京都立蘆花恒春園（東京都世田谷区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成29年4月設置】
- ④ 株式会社こどもの森が、品川区立西大井広場公園（東京都品川区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成29年4月設置】
- ⑤ 民間事業者が、横浜市立反町公園（神奈川県横浜市）に保育所を設置するため、横浜市が同公園内の施設を当該事業者を提供し、保育サービスの需要に対応する。【平成29年4月設置】
- ⑥ ナチュラルスマイルジャパン株式会社が、都立代々木公園（東京都渋谷区）に保育所型認定こども園を設置し、保育サービス等の需要に対応する。【平成29年10月設置】
- ⑦ 民間事業者が、都立汐入公園（東京都荒川区）に放課後児童健全育成事業の用に供する施設（学童クラブ）を設置するため、荒川区が同公園内の施設を当該事業者を提供し、放課後における児童の育成サービスの需要に対応する。【平成30年4月設置】
- ⑧ 民間事業者が、荒川区立宮前公園（東京都荒川区）に保育所を設置するため、荒川区が同公園内の施設を当該事業者を提供し、保育サービスの需要に対応する。【平成30年4月設置】

⑨ ライクアカデミー株式会社が、品川区立しながわ区民公園（東京都品川区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 30 年 4 月設置】

⑩ 社会福祉法人みわの会が、東京都立木場公園（東京都江東区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 30 年 4 月設置】

⑪ 社会福祉法人風の森が、東京都立和田堀公園（東京都杉並区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 30 年 4 月設置】

⑫ 足立区が、東京都立東綾瀬公園（東京都足立区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 30 年 8 月設置】

(12) 名称：医師の養成に係る大学設置事業

内容：国際的な医療人材の育成のための医学部の新設に係る認可の基準の特例
（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

学校法人国際医療福祉大学が、医学部の設置の認可を受けた上で、千葉県成田市において、国際的な医療人材を育成するための医学部を新設する。
【平成 29 年 4 月開設】

(13) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例
（国家戦略特別区域法第16条の 4 に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業）

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、以下に掲げる地域において、女性の活躍推進や家事支援ニーズへ対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。

① 神奈川県全域【平成 28 年 3 月を目途に実施】

（注）特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、神奈川県若しくはこれに隣接する市町村又は東京都若しくはこれに隣接する市町村とする。
外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、神奈川県又は東京都とする。

② 東京都全域【平成 28 年 11 月を目途に実施】

（注）特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、東京都若しくはこれに隣接する市町村又は神奈川県若しくはこれに隣接する市町村とする。
外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、東京都、神奈川県又は埼玉県とする。

③ 千葉市全域【平成 31 年 6 月を目途に実施】

(注) 特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、千葉市若しくはこれに隣接する市町村又は東京都とする。外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、千葉県又は東京都とする。

(14) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(令和 3 年 6 月 9 日から規制の特例措置が全国展開)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、千葉県及び千葉市が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、成田市及び千葉市においては、1月から2週間に短縮する。【直ちに実施】

(15) 名称：国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業

内容：汚染土壌搬出時認定調査に係る土壌汚染対策法施行規則の特例

(平成31年 4 月 1 日に土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令が施行され、全国展開（令和 2 年 2 月14日の環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令の施行により規制の特例措置が廃止された際に、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業を実施する工事等に着手している場合を除く。））

東京都内の自然由来特例区域における汚染土壌搬出時認定調査の調査対象項目を、当該特例区域の指定対象物質に限定することにより、開発事業を促進する。【平成28年 4 月より実施】

(16) 名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

(令和 2 年 3 月 31 日から規制の特例措置が全国展開)

株式会社いぶき（神奈川県藤沢市）が、自社や藤沢市内において製造された農畜産物を活用し、神奈川県藤沢市内に農家レストランを設置する。

【平成 28 年度中に実施】

(17) 名称：国家戦略住宅整備事業

内容：都心居住のための住宅の容積率に係る建築基準法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条に規定する国家戦略住宅整備事業)

① 横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合が、横浜駅周辺地区において、

住宅の容積率に係る建築基準法の特例を活用し、外国人等のための子育て支援施設やサービスアパートメント等を併設した住宅を整備する。【平成 30 年 7 月に着工予定】 別紙 32

② 東日本旅客鉄道株式会社が、品川駅北周辺地区において、住宅の容積率に係る建築基準法の特例を活用し、外国人の多様なニーズにも対応する多言語対応の共用施設等を併設した居住施設を整備する。【平成 32 年 3 月に着工予定】 別紙 71

③ 三井不動産株式会社が、日本橋室町一丁目地区において、住宅の容積率に係る建築基準法の特例を活用し、24時間対応可能な多言語対応コンシェルジュを始めとする外国人等多様な人々のニーズに対応した居住施設を整備する。【令和 4 年度着工予定】 別紙 79

④ 東京建物株式会社が、渋谷二丁目西地区において、住宅の容積率に係る建築基準法の特例を活用し、外国人の多様なニーズにも対応する多言語対応の共用施設等を併設した居住施設を整備する。【令和 7 年度着工予定】 別紙 105

⑤ 東急不動産株式会社、三井不動産株式会社、日鉄興和不動産株式会社が、日本橋一丁目東地区において、住宅の容積率に係る建築基準法の特例を活用し、外国人の多様なニーズにも対応する多言語対応の共用施設等を併設した居住施設を整備する。【令和 13 年度着工予定】 別紙 111

(18) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業

内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支給

(国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)

① トモセラピーによる多発がん病変に対する放射線治療

医療法人社団愈光会Clinic C4が、新世代放射線装置（国家戦略特別区域法施行規則第1条第1号イ（6）に該当するもの）を整備・運用することにより、医療分野における我が国の国際競争力の強化に相当程度寄与する。

② 再生医療等製品の高品質化技術の研究開発

株式会社ナレッジパレットが、高品質な再生医療用細胞（国家戦略特別区域法施行規則第1条第1号イ（2）に該当するもの）の培養・製造に関する研究開発を行うことにより、再生医療分野における我が国の国際競争力の強化

に相当程度寄与する。

③ 健康価値を付加した加工食品の研究開発

株式会社シンギーが、聴力改善に資する加工食品（国家戦略特別区域法施行規則第1条第1号ハに該当するもの）の研究開発を行うことにより、健康・未病産業の創出と健康長寿社会の形成に相当程度寄与する。

(19) 名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

（令和4年3月10日から規制の特例措置が全国展開）

以下に掲げる事業者が、東京都内において実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続を大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。

① ルーチェサーチ株式会社 【平成29年3月より実施】

② 株式会社スカイシーカー及びDJI JAPAN株式会社 【平成29年3月より実施】

(20) 名称：国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業

内容：粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例

（令和5年3月31日から規制の特例措置が全国展開）

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構において、粒子線治療の普及及び日本製診療用粒子線照射装置の輸出促進のため、外国の医師、看護師又は診療放射線技師や、同行する放射線物理工学の専門家等を受け入れ、粒子線治療に係る研修の期間を現行の1年から2年までとする。【平成29年9月より実施】

(21) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

（国家戦略特別区域法第27条の2に規定する課税の特例措置活用事業）

① 再生医療等製品の製造工程研究開発及び製造事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除、ii) 研究開発税制の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

治療方法が確立していない疾病の根治療法を実現するため、AIを活用した独自の解析手法を用いて、品質の安定した再生医療等製品の製造工程の研究開発を行う。

- b) 当該事業が行われる区域
神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目 25 番 22 (ライフイノベーションセンター)
- c) 当該事業の実施期間
平成 29 年 12 月～平成 36 年 3 月
- d) 当該事業により取得等される設備等の概要
再生医療等製品の製造に係る研究開発用細胞調整装置等
- ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項
第 1 条第 2 号ロ
- エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性
本事業により研究開発を行う再生医療等製品の A I を活用した工程による製造は、世界の医療分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置づけられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。
- オ) 事業の実施主体
ファーマバイオ株式会社 (名古屋市西区)

② 新橋 4 丁目地区外国会社等事業創出支援施設取得・運営事業

③ 虎ノ門 1 丁目地区外国会社等事業創出支援施設取得・運営事業

- ア) 活用しようとする課税の特例措置
 - i) 特別償却・投資税額控除
- イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容
 - a) 当該事業の概要
将来的に世界規模で成長が見込まれる有望な分野の事業を新たに実施する外国会社や外国人起業家等を対象とした事業創出支援施設 (インキュベーションオフィス) を整備・提供するとともに、経営管理に関する支援を実施する。
 - b) 当該事業が行われる区域
 - ②の事業：東京都港区新橋 4 丁目 1 番 1～3、11、7 番 1、7～9、15～16
 - ③の事業：東京都港区虎ノ門 1 丁目 17 番～20 番
 - c) 当該事業の実施期間
 - ②の事業：平成 28 年 8 月着工、平成 30 年 9 月竣工及び運営開始
 - ③の事業：平成 29 年 2 月着工、平成 31 年 12 月竣工及び運営開始
 - d) 当該事業により取得等される設備等の概要
新たに事業を行う外国会社等を対象とした事業創出支援施設
- ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項
第 1 条第 1 号ロ

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による事業創出支援施設の整備及び新たに事業を行う外国会社等の自立化の支援は、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置づけられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体

②の事業：森ビル株式会社（東京都港区）

大林新星和不動産株式会社（東京都千代田区）

③の事業：森ビル株式会社（東京都港区）

④ 複合M I C E施設整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目的に、世界からヒト、モノ、カネを集積できることから経済への波及効果が高い大規模な国際会議等のM I C Eを誘致するために国内最大規模の複合M I C E施設を整備する。

b) 当該事業が行われる区域

東京都江東区有明北3-1

c) 当該事業の実施期間

平成29年10月着工、令和2年3月竣工

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

国際会議等の開催やアフターコンベンションを行うことができる複合M I C E施設

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項

第1条第1号ロ(2)

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による複合M I C E施設の整備・運営及びサービス提供は、競争が激化する世界のM I C E市場における誘致に関する国際競争力を強化し、M I C E開催による経済波及効果や新ビジネスの創出に繋がることから、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置づけられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体

住友不動産株式会社（東京都新宿区）

⑤ 愛宕地区外国人中長期滞在施設取得・運営事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

国際的なビジネス交流拠点の形成に資する多様な滞在ニーズに対応した国際水準の居住機能、高水準の生活支援機能を整備する。

b) 当該事業が行われる区域

東京都港区愛宕1丁目1番、2番、3番の一部、4番、
虎ノ門3丁目9番の一部

c) 当該事業の実施期間

平成29年4月着工、令和4年1月竣工

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

高度外国人材を対象とした中長期滞在施設

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項

第1条第1号ロ(9)

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による中長期滞在施設の整備及び高度外国人材の日本での円滑な滞在を支援することは、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置づけられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体

森ビル株式会社(東京都港区)

⑥ 虎ノ門・麻布台地区インターナショナルスクール施設整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

国際的な経済活動の拠点の形成に資する、外国人材の滞在における生活環境面で必要な子女の教育ニーズに対応したインターナショナルスクール向け施設を整備する。

b) 当該事業が行われる区域

東京都港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目

c) 当該事業の実施期間

令和元年12月着工、令和5年6月竣工

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

外国人向けのインターナショナルスクール施設

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項

第1条第1号ロ(5)

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による外国人材が我が国に滞在するにあたり生活環境面で必要な子女向けの教育ニーズに対応したインターナショナルスクール向け施設の整備を支援することは、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体

森ビル株式会社(東京都港区)

日本郵便株式会社(東京都千代田区)

⑦ 虎ノ門一丁目・二丁目地区複合MICE施設整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する、経済波及効果が高い大規模な国際会議等のMICEを誘致するため、ユニークベニューとしての特性を有する多様なニーズに対応する複合MICE施設(集会施設、宿泊施設)を整備する。

b) 当該事業が行われる区域

東京都港区虎ノ門一丁目、二丁目

c) 当該事業の実施期間

令和2年5月着工、令和5年7月竣工

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

国際会議等の開催やアフターコンベンションを行うことができる複合MICE施設(集会施設、宿泊施設)

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項

第1条第1号ロ(2)

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による複合MICE施設の整備・運営及びサービス提供は、競争が激化する世界のMICE市場における誘致に関する国際競争力を強化し、MICE開催による経済波及効果や新ビジネスの創出に繋がることから、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置

付けられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体

森ビル株式会社（東京都港区）

⑧ 品川駅北周辺地区4街区 複合MICE施設整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目的に、経済への波及効果の高い大規模な国際会議等のMICEを誘致するため、「世界につながるエキマチ一体」の都市整備の中核となる大規模複合MICE施設を整備する。

b) 当該事業が行われる区域

東京都港区高輪二丁目及び三田三丁目各地内

c) 当該事業の実施期間

令和4年5月着工、令和7年4月竣工

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

国際会議等の開催やアフターコンベンションを行うことができる複合MICE施設（集会施設）

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項

第1条第1号ロ（2）

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による複合MICE施設の整備・運営及びサービス提供は、競争が激化する世界のMICE市場における誘致に関する国際競争力を強化し、MICE開催による経済波及効果や新ビジネスの創出に繋がることから、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体

東日本旅客鉄道株式会社（東京都渋谷区）

(22) 名称：国家戦略特別区域小規模保育事業

内容：児童福祉法等の特例

（国家戦略特別区域法第12条の4に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業）

保育の需要に応ずるため、千葉県成田市において、原則として0歳児から2歳児を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小

規模保育事業者が自らの判断で、0歳児から5歳児までの一貫した保育や、3歳児から5歳児のみの保育等を行う。【平成31年度より実施】

(23) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

(令和5年3月31日から規制の特例措置が全国展開)

東京都が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国在留管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。【令和元年10月より実施予定】

(対象)

- ① 東京都が実施する金融系外国企業発掘・誘致事業において、同事業による支援のもと、投資計画書（都内進出の意思決定文書）を東京都に提出した企業
- ② 東京都が実施するアクセラレータプログラム（フィンテック分野）に選定された企業
- ③ 東京都が実施する金融系外国企業拠点設立補助金を利用した企業

(24) 名称：国家戦略特別区域障害者雇用創出事業

内容：障害者の雇用の促進等に関する法律の特例

(令和5年4月1日から規制の特例措置が全国展開)

以下に掲げる有限責任事業組合について、障害者雇用促進法第45条の3第2項に規定する事業協同組合等とみなし、事業協同組合等とその組合員とで実雇用率の通算を可能とする、障害者雇用に係る雇用率算定の特例制度の対象とすることで、中小企業による障害者雇用を促進する。【直ちに実施】

- ① ウィズダイバーシティ有限責任事業組合（東京都渋谷区）

(25) 名称：国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業

内容：テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例

(令和4年3月31日から規制の特例措置が全国展開)

国家戦略特別区域法第20条の5第1項に規定する登録を受けた薬局開設者が、千葉市全域（同法第20条の5第2項に規定する特定区域）において、薬剤師に遠隔診療で交付された処方箋に基づき、テレビ電話装置等を用いて、薬剤遠隔指導等を行わせる事業であって、同条第1項第1号から第3号までに掲げる要件のいずれにも該当する事業（処方箋薬剤遠隔指導事業）を行う。【令和元年度中に実施】

(26) 名称：国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業

内容：血液由来特定研究用具への血液使用の解禁に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例

(令和2年9月1日から規制の特例措置が全国展開)

Axcelead Drug Discovery Partners 株式会社（神奈川県藤沢市）が、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、業として、血液を使用してヒト体細胞加工研究用具を製造する。【令和2年4月を目途に実施】

(27) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業

内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例

(令和3年9月27日から規制の特例措置が全国展開)

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した一定の要件を満たす外国人留学生については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、外国人留学生の日本企業への就職を促進する。

① 千葉市全域【直ちに実施】

② 成田市全域【直ちに実施】

(28) 名称：国家戦略特別区域外国人美容師育成事業

内容：外国人美容師の就労に係る在留資格に関する特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

国家戦略特別区域外国人美容師育成事業における育成機関の要件を満たす企業等が、日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化やブランド向上を含むクールジャパンの推進を図るとともに、インバウンドの需要に対応するため、以下に掲げる地域において、日本の美容師免許を有する外国人材を育成する事業を実施する。

① 東京都全域【令和4年度を目途に実施】

(29) 名称：国家戦略特別区域工場等新增設促進事業

内容：工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第20条の2に規定する国家戦略特別区域工場等新增設促進事業)

以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国

際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

① 成田市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙 112

(30) 名称：国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業

内容：地区計画等の区域における用途緩和に係る建築基準法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 2 に規定する国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業)

- ① 三浦市及びヒューリック株式会社が、城ヶ島西部地区において、地区計画等の区域における用途緩和に係る建築基準法の特例を活用し、国際的な経済活動拠点として、外国人観光客等を対象とした宿泊施設の整備を促進する。

【令和 5 年度着工予定】 別紙 130

(31) 名称：国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業

内容：外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第 17 条の特例等に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第 24 条の 2 に規定する国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業)

以下に掲げる診療所において、医療分野の国際交流の進展に寄与することを目指し、医療研修を目的として来日した外国医師等に対して臨床修練を実施する。

- ① F MF 胎児クリニック東京ベイ幕張（千葉県千葉市）【令和 6 年 9 月に実施予定】

(32) 名称：国家戦略特別区域会社設立登記手続の英語対応事業

内容：会社の設立登記申請等に係る英語での手続の支援に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

海外企業の国内進出を促進するため、会社設立に必要な商業登記・定款認証に係る申請手続が英語で完結するよう、以下に掲げる地域において、英語による入力・選択のみで申請書及びこれに添付する定款等の作成を可能とする法務省のツールを活用して申請手続を自治体が支援する。

東京都全域【令和 6 年度を目途に実施】

(33) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業

内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例
(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業等した留学生であって、さらに当該地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた者については、卒業等後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、留学生の日本企業への就職を促進する。

① 成田市全域【直ちに実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、医療、都市再生等の総合的な規制改革の実現、さらには東京開業ワンストップセンターの設立による対日投資効果の向上が図られ、東京圏における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じグローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者を事業実施者として早期に選定し、グローバル企業等を対象に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 27 年 1 月末に設置】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：独立行政法人日本貿易振興機構本部 7 階（アーク森ビル：東京都港区赤坂 1-12-32）

iii) 実施体制：施設長、事務責任者、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業等の要望に応じ、通訳による多言語対応等を実施する。

- ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応
- ・弁護士又は雇用労働相談員（社会保険労務士に限る。）による個別訪問指導等
- ・セミナーの開催 等

(2) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「東京開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等並びに外国人の在留資格認定証明書交付申請（以下、「法人設立等申請」という。）のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「東京開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 27 年 4 月 1 日に設置】

ワンストップセンターには、渋谷及び有楽町にサテライトセンターを設置する。【渋谷は平成 29 年 4 月 1 日に、有楽町は令和 6 年 5 月 14 日に設置（平成 29 年 7 月 1 日に設置した丸の内サテライトセンターを移転し名称を変更）】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び東京都

ii) 設置場所：独立行政法人日本貿易振興機構本部 7 階（アーク森ビル：東京都港区赤坂 1-12-32）

渋谷サテライトセンター（渋谷区道玄坂 1-10-8 渋谷道玄坂東急ビル 2 階）

有楽町サテライトセンター（千代田区丸の内 3-8-3 SusHi Tech Square 2F (Tokyo Innovation Base (TIB) 内))

iii) 実施体制：施設長、事務責任者、行政手続相談員を配置する。

- ・施設長は、組織運営に長けた者を 1 名配置し、本事業が「区域方針」及び「東京圏国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、運営委員会（仮称）を開催し、ワンストップセンターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を各省庁及び東京都と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。
- ・事務責任者（1 名）は、東京都が配置し、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。
- ・行政手続相談員は、法人設立等申請の行政手続きに精通していると認められる職員又は専門家を各省庁（日本年金機構など各省庁所管法人含む。）及び東京都が配置する。

iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。

- ・行政手続相談員による申請書等の作成支援又は受付
- ・ワンストップセンターから各省庁の管轄する窓口への申請文書等の送付
- ・手続後の発行書類の手交又は管轄からの事業者への郵送
- ・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報 等

- v) その他：ワンストップセンターには事務責任者、行政手続相談員が常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金曜日（国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除く。）の午前9時30分から午後5時30分までとする。

東京都が取り組む外国企業支援窓口「ビジネスコンシェルジュ東京」や、国家戦略特区の取組である「東京圏雇用労働相談センター」及び外国企業の日本進出を支援する「ジェトロ対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

（3）事項：特区医療機器薬事戦略相談の実施

内容：以下に掲げる医療機関が、革新的医療機器の開発について、特区医療機器薬事戦略相談の実施を活用して、治験期間を短縮し、開発から市販・承認までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的医療機器の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。**【直ちに実施】**

- ① 慶應義塾大学病院（東京都新宿区）
- ② 国立研究開発法人国立がん研究センター（東京都中央区）
- ③ 東京大学医学部附属病院（東京都文京区）

（4）事項：テレワークの普及を促進するための「東京テレワーク推進センター」の設置**【東京テレワーク推進センターの廃止により、令和7年3月31日をもって削除予定】**

内容：テレワークの普及を促進することにより、企業における優秀な人材の確保及び生産性の向上を支援するため、企業及び労働者に対し、テレワーク導入に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「東京テレワーク推進センター」（以下「テレワークセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。また、事業実施に伴う必要な規制・制度改革についても、併せて検討する。**【平成29年7月中に設置】**

- i) 設置主体：国（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）及び東京都
- ii) 設置場所：東京都文京区後楽2-3-28 K.I.S 飯田橋6階
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者、テレワーク相談員等を配置する。
- iv) 事業内容：テレワークセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・テレワークの体験機会の提供
 - ・テレワーク相談員による窓口相談等の対応
 - ・コンサルタントの派遣

- ・職場意識改善助成金（テレワークコース等）の受付
- ・テレワーク導入企業及びその志望者向けの就職面接会や企業説明会の実施 等

（５）事項：自動走行の公道実証実験を促進するための「自動走行実証ワンストップセンター」の設置

内容：自動走行の公道実証実験（以下「公道実証」という。）を促進することにより、完全自動走行の早期実現を図るため、公道実証を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「自動走行実証ワンストップセンター」（以下「自動走行センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 29 年 9 月中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び東京都
- ii) 設置場所：東京都庁（東京都新宿区西新宿 2－8－1）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：自動走行センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・公道実証に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応（関係機関への確認を含む）、関係機関との調整
 - ・公道実証を実施しようとする者と実証エリアの提供者（区市町村）とのマッチング
 - ・公道実証の実施に係る警察、道路管理者、地方運輸局への事前連絡（実施主体から提出のあった届出書の写しの提出）
 - ・公道実証の実施に係る地域への周知等
 - ・自動走行センターの取組の広報
 - ・公道実証に必要な手続の改革提案の受付、「東京都 自動走行サンドボックス分科会」における検討への協力 等

（６）事項：革新的な医薬品の開発迅速化

内容：以下に掲げる医療機関が、革新的な医薬品の開発について、有望な創薬シーズを治験に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。

- ① 慶應義塾大学病院（東京都新宿区）【平成30年 3 月から実施】
- ② 国立研究開発法人国立がん研究センター（東京都中央区）【直ちに実施】
- ③ 東京大学医学部附属病院（東京都文京区）【直ちに実施】

(7) 事項：小型無人機の実証実験を促進するための「ドローン実証ワンストップセンター」の設置

内容：小型無人機の実証実験（以下「実証実験」という。）を促進することにより、有人地帯（第三者上空）での目視外飛行による小型無人機の利活用の本格化の早期実現を図るため、実証実験を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「ドローン実証ワンストップセンター」（以下「ドローンセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成30年3月中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省）及び千葉市
- ii) 設置場所：千葉市役所（千葉市中央区千葉港1番1号）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：ドローンセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応（関係機関等への確認を含む）、関係機関等との調整
 - ・実証実験の実施に係る地域への周知等
 - ・ドローンセンターの取組の広報
 - ・「千葉市ドローン宅配等分科会」における検討への協力 等

(8) 事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「横浜市イノベーション人材交流促進センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成31年度中に設置予定】

- i) 設置主体：国及び横浜市
- ii) 設置場所：横浜市内
- iii) 実施体制：民間事業者への委託により、当該事業者が配置する人材と横浜市が連携して実施する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・新たなビジネスを行う創業者等と、大企業等の専門的知見・スキルを有する人材のマッチング及び相談対応
 - ・制度や創業者、人材交流の場等についての情報提供等

(9) 事項：近未来技術の実証実験を促進するための「横浜実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術であるAI・IoT、自動運転、小型無人機等を活用した実証実験（以下「実証実験」という。）を促進するため、横浜市内において実証実験を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相

談、助言その他の援助を行う「横浜実証ワンストップセンター」（以下「センターという」。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和元年度中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び横浜市
- ii) 設置場所：横浜市役所（横浜市中区本町6丁目50番地の10）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応
 - ・関係機関との調整、関係機関への情報提供
 - ・実証実験の場となる土地又は施設の管理者との調整
 - ・実証実験の実施に係る地元関係者との連絡調整
 - ・国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談受付
 - ・その他、実証実験の実施に必要な支援

5 法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

（1）名称：臨床試験専用病床整備事業

内容：臨床試験専用病床に係る医療法施行規則の特例

（構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業）

公立大学法人横浜市立大学（神奈川県横浜市）が、同大学附属病院において、病室の床面積及び廊下幅の基準を緩和する特例を活用して、患者以外の者を対象とした臨床試験を行う専用病床を整備し、医薬品等の開発を促進する。【平成28年中に実施】

（2）名称：特産酒類の製造事業

内容：酒税法の特例

（構造改革特別区域法第26条に規定する特産酒類の製造事業）

檜原村内において生産される地域の特産物として指定された農産物（じゃがいも）を主たる原料とした単式蒸留焼酎を製造しようとする場合については、酒類製造免許に係る最低製造数量基準を適用せず、その製造数量が少量であっても酒類製造免許を受けることを可能にすることで、単式蒸留焼酎の製造を通して、地域ブランドを育成し、地域資源を活用した観光振興を図る。【令和3年度より製造開始予定】

実施主体等その他当該特定事業に係る事項 別紙80